

占城國佛逝初期王統の研究 (中)

杉本直治郎

d. 楊陀排

『宋史』(卷四八九) 占城傳には、

(i) 「淳化元年(990)。新王楊陀排。自稱新坐佛逝國楊陀排。遣使李臻貢馴犀方物。表訴爲交州所攻。國中人民財寶。皆爲所略。上賜黎桓詔。令各守境。」

と見え、『永樂大典』(卷八一六) 所引の宋の『國朝會要』(即ち『宋會要』) 占城國の條には、更に詳らかに、

(ii) 「淳化元年十月。新王楊陀排。自稱所坐佛逝國楊陀排。遣使李臻。副使蒲訶散來貢。進馴犀及螺犀十株。象牙十五株。臘沈香一斤。白龍腦三斤。山得雞三十三斤。其使副又獻螺犀。藥犀。象牙。沒藥。胡盧巴。龍腦。白葦蕤及薔薇水。賜裏衣。巾帶。被褥。靴。笏器。帛。有差。表訴爲交州所攻。國中人民財寶。皆爲所略。帝賜詔黎桓。各令保境。」

と載せ、『宋會要』歷代朝貢の條には、記事はそれよりも略してゐるが、朝貢の月日を明記して、

(iii) 「淳化元年十二月四日。占城國王楊陀排。遣使李臻。副使蒲訶散來貢馴犀。螺犀。象牙。蠟。沈香。龍腦。山得雞。沒藥。胡盧巴。白葦蕤。薔薇水。」

といつてゐる。

(i)にては、「新坐佛逝國楊陀排」が、(ii)にては、「所坐佛逝國楊陀排」とあり、また(ii)の「十月」は、(iii)にては、「十月四日」とあるなど、一致しないものがあるのは、何故であらうか。

案ずるに(ii)の「所坐」は、もと(i)の如く「新坐」とあつたのを、轉寫の際、字形の稍々似たるところより、誤つたものと思はれる。「新坐佛逝國」のやうな言ひ方は、唐の樊綽の『蠻書』(卷一)にも「蠻王見坐直啞城」の如き例があつて、その意味が通ずるも、「所坐佛逝國」では、その意を解するに苦しまざるを得ないからである。

次に(ii)の「十月」の條と、(iii)の「十二月四日」の條とを對照してみるに、

(ii)

(一) 淳化元年十月。

(二) 新王楊陀排。自稱所坐佛逝國楊陀排。

(三) 遣使李臻。副使蒲訶散來貢。

(四) 進馴犀及螺犀十株。象牙十五株。臘。

沉香一斤。白龍腦二斤。山得雞三十三斤。

(五) 其使副又獻螺犀。藥犀。象牙。沒藥。

胡蘆巴。龍腦。白荳蔻及薔薇水。

(iii)

(一) 〔淳化元年〕十二月四日。

(二) 占城國王楊陀排。

(三) 遣使李臻。副使蒲訶散來貢。

(四) 馴犀。螺犀。象牙。蠟。

沉香。龍腦。山得雞。

(五) 沒藥。

胡蘆巴。白荳蔻。薔薇水

即ち(一)は朝貢の年月であり、(二)は朝貢したる國王であり、(三)は朝貢の正使及び副使であり、(四)は國王の朝

貢品であり、(五)は正使及び副使のそれであるが、(一)に於いては、淳化元年は同一であつて(ii)の「十月」と、(iii)の「十二月四日」とが相違してをり、(二)に於いては、楊陀排が同一であつて、(ii)の「新王」または「自稱所生佛逝國」と、(iii)の「占城國王」とが異なるのみであり、(三)に於いては、同一使副に相違ないが、僅かに文字に差があるばかりであり、(四)の品目は同様で、ただ(ii)の數量を、(iii)にて省略するだけであり、(ii)にては、(四)より(五)を別ちて記せるも、(iii)にては、兩者を併記し、(四)と重複せる螺犀と象牙とを省き、藥犀も、それが犀であるところから、共に略してゐるのみである。要するに、(一)に於いて月日を詳記してゐるのと、(二)に於いて占城國を明記してゐるのとを除き、大體に於いて、(iii)は(ii)を略書してゐるに過ぎないと思はれ、日附の相違してゐるものも、同年に、十月と十二月四日と續いて、占城國よりする、同一形式の朝貢があり得ない限り、恐らく兩者は、同一の朝貢事實を記せるものと考へられる。然らば何故、かくの如く日附の點に於いて、一致を缺くものを生じたのであらうか。

『宋史』(卷五)太宗紀、淳化元年の條を検すると、「十二月乙巳。占城遣使來貢。」と見える。而してこの十二月乙巳は、『三正統覽』(頁二四二)によれば、明らかに十二月四日に當るので、必ずやこれは、咸平元年(990)に成つた、北宋の錢若水等の『太宗實錄』に基づいたものであらう。即ちこの日、宋の開封の朝廷に、占城國王の遣使が來貢したので、それを録したのものによつたのに相違あるまい。従つて、前後に照し、この日附に誤があらうとは思はれぬ。然らば、それを十月といふのは、十二月とすべきを誤つたのであらうか。若しさうであるなら「十」の字の下に、「二」を脱落しただけのこと過ぎぬ。されど、その確言されぬ限り、できるだけ本文を、そのまま生かして考へて

みることが必要である。それには先づ(iii)に於いて、「占城國」と明記し、(ii)に於いて、ただ「新王」といつてゐる所以を考察せねばならぬ。思ふに(iii)は、宋の立場に於いて記してゐるので、それが占城國の朝貢なることを、明記する必要があるに反し、(ii)は、占城國の條に記してゐるので、別に占城國王と明記する必要もなく、そのため單に新王とのみ稱したものでなければならぬ。果して然らば、(iii)の十二月四日は、宋の立場に於いて、宋都開封の朝廷に、來貢したる日であるに對し、(ii)の十月は、占城の立場から、宋へ朝貢のため、佛逝より使を發したる月と解せられないであらうか。勿論この時日に就いては、疑問の餘地があるけれど、姑らくこの種の解釋を容れるとすれば、一致しない二つの目附も、同一事實の前後の日附として、矛盾なきを得るではなからうか。

かくて支那側の史料にては、占城國王楊陀(『隋』排が、新たに佛逝城に都して後、月日は兎も角、淳化元年(990)に、支那の宋朝に、遣使來貢したことは、これを認めざるを得ないであらうと思はれる。

安南側の史料にては、既述の如く、天福九年(980)に、占城國の水王羅曳が、都を佛城に奠めて、自ら俱戸利呵排麻羅と號したといふを以て、支那側の史料と對照する時、佛城は、まさに佛逝城に作るべきを知ると共に、天福九年(988)に、この王が、此處に都し、二年後の淳化元年(990)に、支那に遣使來貢したものと解し得るであらう。

ところが阮光纘の景盛八年(1800)に、史官によつて撰修された『大越史記』(本紀卷二)黎紀、天福九年(988)の條にある割註には、

「按舊編 是年(天福九年)。占城國王羅曳。於佛城自號俱戸利呵排麻羅。蓋是時占城微弱。帝(黎桓)屢興師伐之。……

應天七年(1000)。其王楊普俱毗茶舍利。辟兵奔佛誓城。「城」去其舊都七百里。史氏考錄不詳。錯出是年。且無計法。故削之。
「ヤ」

とあつて、この按文では、揚普俱毗茶舍利の佛誓城遷都を、應天七年(1000)に繋げてゐる。さうして G. Maspero 氏も、これによつてゐるのであるが (M₁—Vol. XI, p. 185; Vol. XII, p. 53; M₂—Pp. 31, 147; M₃—Pp. 25, 109.)

その應天七年説が誤であつて、天福九年説の正しいことは、山本達郎氏が、昭和十六年五月十日、東京帝國大學の第四十二回史學大會東洋史部會に於いて、「占城のヴィジャヤ遷都に就いて」、發表された通りであるので (『史學雜誌』編頁一、改めて細説するまでもない) (註) (五二、號七、〇六)

かくの如く、天福九年に、佛逝城に遷都し、二年後の淳化元年に、支那に遣使來貢したので、『宋會要』や『宋史』に、新王楊陀排と見えることの當然なるを知ると同時に、『大越史記全書』によりて、この新王楊陀排を、俱戸利呵呻排麻羅に比定せざるを得ないと思はれる。然るに俱戸利呵呻排麻羅は、占城側の史料によつて、既に【Yā Po】Ku【Viaya】Çri Harivarnadeva (Harivarman II.) なることが證せられ、従つてこれは、俱戸利呵呻排麻羅と記さるべきものなることを明らかにした。故に楊陀排は、Yā Po Ku Viaya Çri Harivarnadeva(Harivarman II.) に當る譯であるが、果してそれは、この占城王名の、一部分にもせよ、その對音と見做されるであらうか。今やその解明を試みねばならぬ。

楊陀排の「楊」が、Yā の對音であることは、容易にこれを推定することができるけれども、「陀排」が、抑々何

を意味するかは、頗る解決に困難を感するのである。G. Maspero 氏が、最初これによつて、俱戸利呵呻排麻羅を *Ku Cū Indravarman* (Indravarman V.) と解し、後、Finot 氏の研究の結果、*Ku Cū Harivarman* (Harivarman II.) に改めたるも、なほ「新坐佛逝國楊陀排」に對しては、依然として、"*Indravarman* du royaume de Vijaya nouvellement établi" と解した (M. — Vol. XII, p. 167; M₂ — p. 73; M₃ — P. 127)。而して俱戸利呵呻排麻羅が、Indravarman でないことを指摘した E 氏すら、

“Mais ‘Indravarman’ n’est qu’une restitution plus ou moins plausible de 陀排 T’o-pai = [In] dravar [man].”

と、Indravarman が、楊陀排の「陀排」の、多少尤もらしい還元の外ならぬことを認めてゐるのである (BEFFO, 1915, XV, n° 2, p. 49, n. 2.)

既に俱戸利呵呻排麻羅が、*Yān Po Ku Vijaya Cū Harivarmadeva* に比定され、前者は、988 A. D. に立つてゐることが見え、後者は、991 A. D. に現はれてゐるに拘はらず、俱戸利呵呻排麻羅と同人なる楊陀排の名が、その中間なる 990 A. D. に出るので、僅か四年の間で、前後には *Harivarman* と稱し、その中間に *Indravarman* と呼んだと見做すことは、それらが同一王と考へられる限り、如何かと思はれる。

ここに於いて私は、楊陀排もまた、俱戸利呵呻排麻羅と共に、*Yān Po Ku Vijaya Cū Harivarmadeva* の更に不完全なる對音ではなからうかと一考してみた。然る時は、「楊」が、最初の *Yān* を示すとせば、「陀排」は、最後の

deva を表はすものと考へられないこともなからう。現に占婆の碑銘に〔Yān Pu〕 Cīr Harivarnadeva と見えるのに對して、支那の記録には、楊下麻堂 (Yān Pu [Cīr Harivar]nadeva) と見えるものもあるからである (M. Vol. XII, P. 257, n. 1; M. P. 203, n. 1; M. P. 150, n. 1)。若し陀排を解するに梵名を以てしなければならぬとせば、私は、從來の如き〔n〕 dravar[man] 説よりも、寧ろこの〔Harivarna〕deva 説を採るべきであらうと思ふ。

けれども、支那の記録に見える占婆の王名は、必ずしも梵名にのみ限つた譯でない。その中には、占語を以て解釋しなければならぬものも相當にある。今その數例を次に擧げてみようと思ふ。

(一) 楊邁または陽邁。『南齊書』(卷五八) 南夷傳林邑國の條に、

「宋永初元年(400)。林邑王范楊邁立。初產。母夢人以金席藉之。光色奇麗。中國謂紫磨金。夷人謂之楊邁。故以爲名。」

と見え、『南史』(卷七八) 林邑國傳並びに『水經注』(卷三六) 溫水の條にも、これと同様なる、陽邁の說話を載せてゐる。要するに支那の文獻にて、楊邁或ひは陽邁は、紫磨金といふが如き、光色奇麗なる「金」を意味する「夷人」の語である。而してここにいふ「夷人」は、占(Cham, Cam) 人を指す筈であるから、その夷人の語は、いふまでもなく占語でなければならぬ。駒井義明氏が、『南部アジア上代史論』(京都、昭和一六、頁六四)に於いて、

「クメル語で黄金を nok と稱し、これは yok と變音すといへば、陽邁は蓋しクルメ語 yok の音寫であらう。」

と説いてゐられるが、何故、占語を以て解しようと思せず、殊更クメル語を持つて來られたのであらうか。況んやク

メーハ語、即ちカンボヂヤ語では、金は *méas* であつて (E. Aymonier, *Dictionnaire français-cambodgien*. Saigon, 1874, p. 110; S. Tandart, *Dict. franç.-camb.* Hongkon, 1911, pt. II, p. 280.)、これは古語の *mah* と親縁語であるから、寧ろ陽邁の「邁」に關係つけざるならば兎も角、それと關係なき *yok* には、到底「陽邁」の音寫と考へられな
いに於いてをやである。

そこで試みに古語を検するに、「楊」或ひは「陽」はその *Yai* に當り、これには、「夷人謂金之精者爲陽邁」(『南史』林邑國傳) といふ、精 (*esprit*) の意味があり (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 395.)、「邁」は「古語の金を意味する *mah* に應ずる (*op. cit.*, p. 365.)。蓋し *mah* を「邁」に音寫するは、猶かの *kupath* の對音が、「古貝」であるがごときと對照されよう。而して「金之精」は、古語の語序に従へば *Yan Mah* といふを以て、楊邁或ひは陽邁は *Yan Mah* の對音に外ならぬ (Pellicot, *Deux itinéraires*. BEFFO. 1904, IV, p. 192, n. 1.)。G. Maspéro 氏が陽邁に依つてゐるのは、楊邁或ひは陽邁の誤植なる」と言ふまでもなく (M., Vol. XI, p. 141, n. 1; M., P. 90, n. 1; M., p. 67, n. 3.)。而して「金之精者」は、換言すれば、「夷俗謂金爲陽邁金」(『水經注』溫水の條) といふ、金の意に他ならぬ。

(一) 波良。また『宋會要』占城國の條に、

「乾德四年(966)三月。其王悉利因陀盤……王妻波良。僕瑁。男茶羅。占謀律秀瓊等。又各貢犀角。象牙。龍腦。玳瑁。香藥。」

と載せてゐるのを、『宋史』(卷四八九)占城傳には、

「乾德四年。其王悉利因陀羅。……王妻波良。僕瑠。男占謀律秀瓊等。各貢香藥。」

と略書してある。その悉利因陀羅が、慶和 (Khanh-hoa) 省の衙莊 (Nha-trang) の Po-nagar の碑銘 (Coedès et Parmentier, *op. cit.* C. 38.) 17

「Caka 紀元 adri-ashira-nga の年 (即ち 887 c. = 965 A. D.) 17 C'ri Jaya Indravarmān が、神の光榮の爲め Kaulhara (Nha-trang 附近を指す地名、唐の曹耽の『古今郡國縣道四夷述』所收『皇華四達記』の古宣) に、新しく女神の石像を建てた。」

と見える。C'ri [Jaya] Indravār [man] の對音なるは、ふまでもなくとして、その王妻波良。僕瑠の「波良」は、廣南 (Quang-nam) 省の東陽 (Dong-duong) の碑銘 (Coedès et Parmentier, *op. cit.* C. 67.) 17 見える。Indravarmān (II.) Paramabuddhaloka の寡婦 Pō [Ku] Lyān [C'ri Rājākula Haradevi] の Pō Lyān と同じく、占語に於ける王妻の敬稱である (M₁—XII, p. 64, n. 2; M₂—p. 158, n. 2; M₃—p. 120, n. 6. Cf. Aymonier et Cabaton, *op. cit.* pp. 310, 450.)

(三) 茶羅繼。また『宋會要』に「男茶羅繼占謀律秀瓊」とあるのを、『宋史』には、茶羅繼を省略して、「男占謀律秀瓊」としてある。従来は占城の研究に、未だ『宋會要』が利用されなかつたので、この茶羅繼に就いて留意したものがないのは當然である。私は、茶羅繼が、前者に存在して、後者に省略されてある點に注意し、これは、省略されても、差支へない語ではないかと考へ、試みに、「茶」を以て Cei (王の意) の對音、「羅繼」を以て lokai (子の意) のそれと

見做し (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, pp. 129, 429.) 「茶羅繼」は「占語にて」「子の王」即ち王男の意に解してみた。然る時は、本文に「男」とあるは、もと「王妻」に對して、「王男」といふべきを略したるまでとなり、これは明らかに、茶羅繼(≡王男)と重複することとなるであらう。これ豈に『宋史』に、意義の分명한「男」を存して、それと同義の占語なる「茶羅繼」を省いたものでないであらうか。若しまた假令、『宋史』の編修者が、かくの如き自覺の下に、これを省略したのでないとしても、「茶羅繼」を占語で「王男」の意に解することに於いて、如何なる不都合があるであらうか。

(四) 蒲路雞。また『宋史』(卷四八九) 占城傳に、

「開寶四年(971)。悉利多盤、副國王李梅、王妻郭氏、子蒲路雞波羅等、並遣使來貢。」

と見える。「王妻郭氏。子蒲路雞波羅」を、G. Maspero 氏は、

“le brahmane Pou lou ki, fils de la reine Kouo Che”

と譯してゐるけれど (M. — Vol. XII, p. 64, n. 6; M. — P. 158, n. 6; M. — P. 120, n. 10.) その誤譯なること、いふまでもない。「王妻郭氏の子、波羅(門)の蒲路雞」ではなくて、「王妻の郭氏と、子の蒲路雞波羅」と解すべきである。而して「子の蒲路雞波羅」の蒲路雞は、Pu Lakei (≡ Lokel) であつて、上述の茶羅繼即ち Cei Lakei と、殆んど同様に用ゐられたものと思はれる。

(五) 波羅。波羅が、婆羅門を指すといふは疑はしく、こゝは寧ろ Pu Lakei (Lokel) の本名と解するのが妥當であら

う。若しそれ強ひてこれを占語にて解釋するとせば、「波羅」は Pō Lāa にて Pō は、既述の如く、Pu と同じくして「主」を意味し、Lāa は、「美しい」或ひは「善い」の意を有し、Pō Lāa は「美しい主」または「善い主」の義であつて、それを固有名としても、名づけ得るからである (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 427.)。

かくの如く、支那の記録に見える占婆の王名その他には、占語を以て解し得るものがある限り、楊陀(= 陀)排も、或ひはこの種のものでなからうかと、一考してみる必要があらう。然る時は、「楊」即ち Yañ には、また王 (roi) の意をもつと (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 395.)、既に述べたる通りの如し。ついでには「主」として「陀(= 陀)排」に就いて檢してみねばならぬ。

「陀(= 陀)」の音に對應する占語には、da の語がある。これは、固有名詞を構成するに使用せられる Appellatif である (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 211.)。現に占語として記されたる占王年代記に、見える王名に、da の用ゐられた實例がある (Aymonier, *Légende historiques des Chams. Excursions et Reconnaissances*, Saigon, 1890,

XIV, n° 32, p. 152.)。例として

Pō Phikirai da pagup

Pō Sakirai da putih

Pō Ganvuh da putih

Pō Rattirai da putih

Pō Tathun da moh rai

Pō Tithunirai da paguh

Pō Tithunirai da paran

Pō Lathun da poguh

「排」の音に對する古語としては、Paya を擧げない譯に行かぬ。漢字にて原語の對音を示す時、語尾の母音を省略し、Poy[a] > pai となすが如きは、固より普通のことであるからである。この語は、前掲、古王名 Pō Tathun da moh rai の da と共に用ゐられた moh rai 即ち mahā rāja (梵語、大王の意) などの如く、Appellatif として一種の尊稱をあらはすに用ゐられるのである (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, pp. 276 et 306.)

かくて支那の史料に見える陀(≡ 陀)排は、古語 da paya の對音としても、解し得られないではないであらう。ここに於いて楊陀排を、先には Yan [Po Ku Vijaya Cīri Harivarma] deva の中略されたる對音として解し、今は Yan da pay[a] の最後の語尾母音を略したる對音として釋いたが、いづれも可能性のないことはない。されど強ひてその蓋然性あるものを選ばむとせば、私は寧ろ前説よりも、後説に左袒せむと欲するものである。

更に安南の文獻に至つては、その中に傳へられる占婆の王名にして、古語を以て解し得べきものが多い。次にその數例を示さうと思ふ。

(一) 第短と制短。『越史略』(卷二)阮(正しくば李)紀、聖宗の神武元年(1069)六月辛酉の條に、「占城王第短」の名

が見え、同三日丙午の條には、「其主第^〇矩」と出てゐる。『大越史記全書』（本紀卷三）李紀、聖宗の天貺寶象二年（1069）七月以後神武元年二月の條には、これを「其主制^〇矩」に作つてゐる。同年七月の條も同様である。『越史通鑑綱目』（正編卷三）李の聖宗の神武元年二月並びに七月の條は、これによつてゐる。かの「第矩」と、この「制矩」とは、固より同人を指し、而して「矩」は共通するを以て、前者の「第」と、後者の「制」とも、恐らく同一の意味をもつ原名の對音なるべきこと、想像に難くないであらう。この「第」又は「制」は、思ふに占語にて王（prince）または主（maître）を意味する。Ciy 又。Cei の對音じまひつ（Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 129.）恰かも Yan (王) Pô (= Pu) (王) などと相當するものであらう。「矩」は、梵語 Cī に相應する。占語 Ku の對音じまひつ、「第矩」は Ciy Ku じまひつ。「制矩」は Cei Ku 即ち Yan, Po Ku などと同意であらう。ただ前二者は、後一者よりも、尊敬の程度の稍々低き場合に用ゐられる言ひ表はし方のやうに思はれる。

(一) 制至と制陀阿婆粘。また『大越史記全書』（本紀卷六 陳の英宗の興隆二十年（1312）五月の條）

「誘獲占城主制^〇至^〇以歸。封其弟制^〇陀阿婆粘^〇爲^〇亞侯。鎮^〇其地。」

と見える「制至」と、「制陀阿婆粘」とは、兄弟なること明らかにして、兄の制至は、占語 Cei Si にて、兄王（Prince aîné）を指し（Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, pp. 129 et 483.）弟の制陀阿婆粘は、占語 Cei Tabhā non にて、弟王（Ce prince cadet）を示すものと解し得るであらう（Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, pp. 129, 181 et 243.）『大越史記全書』（本紀卷六）陳の英宗の興隆十九年（1311）十二月の條の原注に、「制至は「一名制驚」とある「制

「鷲」は、制至と同じく *Cei Si* である。『越史通鑑綱目』(正編卷七)陳の英宗の興隆十九年(1311)十二月の條の制至の原注に、「一作鷲」とあるを、G. Maspero 氏が「作鷲」(*Tac Chi*)と讀み、制至の別名の如く解せるは (M₁-Vol. XII, p. 590, n. 4; Vol. XIV, p. 201; M₂-P. 262, n. 4; p. 347; M₃-P. 194, n. 4) その誤なること、ふまひまなし。

(三) 雅尼。『越史略』(卷二阮(李)の太宗の天感聖武四年(1047)の條に、占城の王として見える雅尼は、占城の碑銘には *Yan Po Ku Cti Paramcyaravarmadeva* と見え (Finot, *Notes d'épigraphie*. XV. BEFFO, 1915, XV, n° 2, pp. 35—49)。『宋史』(卷四八九)占城傳に

「皇祐二年(1030)正月。又使俱舍喇波微收羅婆麻提揚下。貢象牙二百一。犀角七十九。表三通。一以本國書。一以中國書。」とある使俱舍喇波微收羅婆麻提揚下を、M氏は、

“des ambassadeurs (du Champa) nommés Che li po wei 舍喇波微 Cheou lo p'o mo 收羅婆麻 et Ti Yang Pou 提揚下”

と譯してゐるけれども (M₁-Vol. XII, p. 238, n. 3; M₂-P. 184, n. 3; M₃-p. 138, n. 5) 『永樂大典』(卷八一六)所引『國朝會要』(『宋會要簡』所收)には、

「皇祐二年正月。國主俱舍喇波微收羅婆麻提揚下。貢象牙二百一。犀角七十九。齋表三通。一以蕃書。一以中國書。」

とあれば、俱舍喇波微收羅婆麻提揚下は、明らかに占城王にて、銘文によれば *Yan Pu Ku Cti Paramcyaravar-*

mnadeva の對音なること疑ひない。ただ楊ト Yān Pu を『宋史』にては最後に措き、碑銘にては、最初に置きたる相違あるのみである。而してかかる相違は、舍利、施離、室離 || Çri などにも存するから、必ずしも異とするに足らないであらう。M氏は、

“L'identification de U'ng-ni et Jaya Parameçvaravarnan I^{er} est douteuse”

とて、雍尼と Yān Pu Ku Çri Hariammadeva (Jaya Parameçvaravarnan I^{er}) との比定を疑問とし (M—Vol. XIV, p. 196, n. 1; M₂—P. 342, n. 1; M₁—P. 250, n. 1) 雍尼に就いては、何等解釋を施さないけれど、これを古語に Yān ni または Yān ni () の王(今上)と解せば (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 243) 安南側の史料と、占城側のそれと、兩王の年代、全く相一致するを以て、當時、占城に二王の存立なき以上、その同一王を指すものなること、殆んど疑問の餘地がないやうである。

(四) 制能。また『越史通鑑綱目』(正編卷九)陳の明宗の大慶五年(1318)の條に、

「占城自制至之死。又數反側。故遣征之。……占兵敗。其主制能。奔爪哇求援。」

と見える制能に就いて、M氏は、

“D'après les Annamites, Che Nang serait le nom de règne de Che Da-ba-niem”

と云つてゐるが (M—Vol. XIV, p. 200, n. 4; M₂—P. 346, n. 4; M₁—P. 254, n. 1) これを古語に Çei nani (=non) () の王(今上)と解する語 (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 243) 始めて釋然たるものがある

ではなからうか。即ち制陀阿婆粘 (Ceī tabha non = この弟王) が、制至 (Ceī Si = 兄王) に代つて王となつたのでなく稱したものと見做し得ないであらうか。

(五) 布池並びに補的と布由。『越史略』(卷三)天資寶祐二年(1203)の條に、

「占城國主布池。爲其叔布由所逐。」

とある布池に就いて、M氏は

“La concordance de date permet d'identifier ce BoTri à Suryavarman II.”

とつ、これを年代の一致から、Suryavarman II. に比定してゐるが (M₁—Vol. XII, p. 311, n. 6; M₂—P. 166, n. 8) 布池が、何に基つてか、何等の説明も加へられてゐない。されど占城側の史料たる美口 (Mi-Son) の碑銘 (Coedès et Parmentier, *op. cit.*, C. 92.) を檢するに、Suryavarman II. の正式の稱呼は、Yān Po Ku Āri Sūryavarmanadeva Pu Ciy Āri Vidyāmandana であつて、布池に相當するものは、實に、その中の Pu Ciy である。

Pu Ciy は、占語 Pu (= Po) (主) Ciy (= Ceī) (王) といつ、畢竟、王の qualificatif honorifique に外ならぬ。

私は『元史』(卷二一〇)占城傳に見える補的も、Bergaigne 氏が、これを梵語 Putra (子) に當ててゐるに拘はら

ず (L'ancien royaume de Camba. Paris, 1888, p. 40, n. 2.) M氏が、

“N'est probablement qu'une titre protocolaire”

とあるを補ひ解して (M₁—Vol. XIV, p. 200, n. 2; M₂—P. 346, n. 2; M₃—p. 253, n. 9) 布池と同じく Pu Ciy の對音であると見做すのである。蓋し補的の占城側の史料たる碑銘に、この王の正しき稱呼として Yan Pon Ku Cri Jaya Sinhavarnadeva Pu Ciy (= Cei) Cri Harjit とあるならびに (Aymonier, *Première étude sur les inscriptions tchames*. Paris, 1891, pp. 70, 75, et 77)。「越史略」に布池と共に出て来る布由は「占婆の碑銘」に Pu Yu [varja Mnagahna on Dhanapati] のト略されたものである (BEFFEO, 1904, IV, p. 970^{XXIV})。

以上學けたる諸例によつて、支那の史料、殊に安南のそれに傳へられる占城の王名には、占語にて解し得べきものが少くはない。而してそれらが、概ね王の敬稱として用ゐられる Appellatif なるは、注意すべき事柄である。そこで、一方に Yan Po Ku Vijaya Cri Harivarnadeva の王名を有する楊陀排の名は、占城の王名として、支那の史料と共に、安南のそれにも見出されるが、それが梵名の對音と認められない限り、占語にて王の敬稱と見做し、これを還元して、Yan da pay[a] と解釋するも、強ち無理ではないであらう。安南の史料に、楊陀排の最初の名として見える氷王羅曳も、また義に試みた如く、この類の名として解釋のできないことのない所以である。なほ同王の別名として、李陀排と楊波占とが見える。

e. 李 陀 排

『宋史』(卷四八九) 占城傳には、

「淳化三年(993)。遣使李良甫貢方物。賜其王白馬二。兵器等。本國僧淨戒。獻龍腦。金鈴。銅香爐。如意等。各優賜之。」

と載せてゐるのみで、その時の王名は見えないけれど、『永樂大典』(卷八一六)所引『國朝會要』(『宋會要稿』所收)占城國の條には、

「淳化三年。其王李陀排。遣使李良甫。副使亞麻羅婆低。來貢螺犀。藥犀十株。象牙二十株。煎香三十六斤。白龍腦一斤四兩。紋布六段。檀榔十三斤。山得雞六十四斤。椰子五十顆。其使副。又獻象。犀。螺犀。玳瑁。煎香等。賜其主白馬二疋。兵器等。占城喜白馬。故以賜之。本國僧淨戒。又獻金。龍腦。金鈴。銅香爐。如意等。各優賜之。」

とあつて、時の占城王として李陀排の名が出てゐる。然るに當時は Yān Po Ku Vijaya Cī Harivarmadeva 即ち密陀排の治世であるから、李陀排は、楊陀排と同人であらう。果して然らば、兩者に共通な陀排が、da Pay [a] である以上、李は、楊即ち Yān または Yān (王) と同じく、この場合、riy[a], riy[a], riy[a] (王) をあらはすものでなからうか。これらは、いづれも梵語 rāja (王) より出た占語である (Aymonier et Cabaton, *op. cit.*, p. 418)。されば李陀排は、Riy[a] da Pay[a] 即ち、楊陀排即ち Yān da Pay[a] と共に、王の尊稱に外ならないと思はれる。

f. 楊 波 占

李陀排の他に、なほ一つ新しく見出される Yān Po Ku Vijaya Cī Harivarmadeva の別名は、「楊波占」である。『永樂大典』(卷八一六)所引『國朝會要』(『宋會要稿』所收)占城國の條には、

「元道元年正月。其王楊波占。遣使李波珠來貢。楊波占表云。
李良甫迴。伏蒙聖慈。賜臣細馬二疋。旗五面。銀裝劍五口。銀

纒槍五條。弓弩各五張及箭等。戴恩感懼。稽首稽首。臣生長外國。竊慕天都。竊承皇帝聖明。威德廣大。不憚介居海裔。遣使入朝。皇帝不棄蠻夷小國。曲加優賜。然臣自爲土長。聲勢尙卑。當時外番。頗相侵撓。況以前。庶民如芥隨風。星散流離。各不自保。臣荷大國之寵。而各體天威。不敢謀害。今臣一國安寧。流民來復。若非皇帝天德加護。何以至此。臣之一國。仰望仁聖。覆之如天。載之如地。臣思惟鴻恩不淺。且自天子之鄰。至臣所居之國。涉海綿邈。不啻數萬里。而所賜之馬及器械等。並安全而至。皆聖德所及。自前本國進奉。未嘗有旌旗。弓矢之賜。臣今何幸。獨受異恩。此蓋天威廣被。壯臣士氣。臣雖隕身。無以上報。兼臣貢使往復。資給備之。恩重如岳。不可具陳。今特遣專使李波珠。副使李訶散。判官李磨勿等。進奉犀角十株。象牙三十株。玳瑁十斤。龍腦二斤。沈香百斤。夾箋黃熟香九十斤。檀香六十斤。山得鷄一萬四千三百隻。胡椒二百斤。篋席五。前件物。固非珍奇。惟表誠懇。臣生居異域。幸遇明時。不貴殊珍。惟重良馬。倘皇帝念及外國。不罪懇求。使介而歸。願垂頒賜。臣之幸也。兼臣本國。元有流民三百。散居南海。尋曾奉旨。許令放還。今有猶在廣州者。本國舊有進奉夷人羅常占。見在廣州。乞乞廣州。盡數歸集。具籍以付常占。令造船舶。乘便風。部領歸國。冀得安其生。聚以實舊疆。至於萬里感恩。一心事上。臣之志也。帝覽表遣使奉職育令贊詣廣州。詢問願還者。悉付波珠使廻。復賜白馬二疋。遂爲常制。

ここに引いたのは、清の徐松が、『永樂大典』より輯出したる『宋會要稿』であるが、それに、「元道元年」とあるのが、「至道元年」(995)の誤であることは、前後の年號からも、容易に推知されるので、劉承幹の證訂本には、この誤を正してゐる。このことは、南宋の王應麟の『玉海』(卷一五四)に、

「至道元年正月。其〔占城〕王楊波占。遣使來貢。」

とあるのでも證せられよう。

『宋史』(卷四八九)外國傳占城の條には、固よりこの朝貢の事實を載せてゐるが、そこには單に「其王」とあるのみで、「楊波占」の名を擧げてゐない。そこでこの楊波占をば、如何に解釋すべきであらうか。

若しこの楊波占が、最初より正しいものとせば、それは Yān Po Cam の對音で、Yān は王、Po は主、Cam 即ち占は、占城人を指すので、楊波占即ち Yān Po Cam は、「占城人の主の王」の意に取れないことはない。

然しながら、至道元年(995)、宋に遣使來貢したる占城王が、至道三年(997)、安南の邊境を侵したる占城王と共に、Maspero 氏の如く、Harivarman II. であると思倣す限の (M₁-Vol. XII, p. 76; M₂-p. 170; M₃-p. 129.) の正式の稱呼は、Yān Po Ku Viḥaya Cīri Harivarmadeva であるから、或ひはこの楊波占を「楊」が Yān であり、「波」が Po に當る以上、「占」は Ku に對するものとして、「古」の譌ではなからうかと思はれる。何故「古」を「占」に誤つたかといふに、それが占城の王であるといふ潜在意識が、偶々王名として、占城の「占」に字形の類似した「古」に作用し、期せずして、かくは誤寫せしめたものと考へられるからである。若しも後の考の方が、前のそれよりも妥當性に富むとせば、楊波占は、正しくは楊波古であつて、これは Yān Po Ku [Viḥaya Cīri Harivarmadeva] の、下略されたものに外ならぬことにならう。

ただここに一言すべきは、至道元年(995)には、楊波占にもせず、その王名が見えるけれど、至道三年(997)には

元の黎朝の『安南志略』(卷一)に、

「是歲 占城寇邊。黎桓擊退走。乃上表賀。略云。『本道境接占城。一二年間。隣部擾動。掠近鄉之稅戶。侵邊境之馴良。累發兵戈。御彼捍禦。致稽朝貢。深負靈章。』優詔答之。仍賜帶甲馬。」

とあるのみで、占城の王名は見えず、『大越史記全書』(本紀卷一)黎紀、應天四年宋至道三年の條には、僅かに「占城以兵。親我邊境。」とあるのみで、固より占城の王名の見えないこと、これである。それ以後の安南の文籍にも、同様である。然るに Maspero 氏が、この至道三年(997)を以て、Harivarma II. の治世に於ける、知られる限りの最後の年代となし、更に Majundar 氏が、これに據つて、しかも多少それに修正を加へ、998 A. D. 頃を以て、同王の在位の終と見做したのは、何によつたのであらうか。それは、咸平二年(999)に宋に遣使來貢せる、次の楊普俱毗茶逸施離を、別王と考へるところから來たことである。

(2) Yan Pu Ku Viaya (Cr)

a. 楊普俱毗茶逸施離

G. Maspero 氏は、この王名に關する占城の碑銘がないとして、その原名を支那の史料に見える漢名から還元してゐる(M—Vol. XII, p. 80, n. 6; M—P. 174, n. 6; M—P. 132, n. 4)。即ち『宋史』(卷四八九)占城傳に「咸平二年。其王楊普俱毗茶逸施爲。遣使來陳貢。副使蒲隆陀。判官黎姑倫。以犀。象。玳瑁。香藥來貢。賜堯等冠帶衣褥。有差。」

と見える「楊普俱毗茶逸施離」を、主要部の脱落せる Yan Pu Ku Viaya Cr……の對音と見做し、これを佛逝初期

王朝の第二代として擧げらるる (M₁-Vol. XII, p. 170; M₂-P. 76; M₃-p. 129.)。

次に Maspero 氏は、この王が、咸平二年(999)に使者を遣はして宋に朝貢せしめたのを、この王の即位後、間もなくと解したものの如く、この年、即ち 999 A. D. に、王位に即きたるものと見做した(同上)。

而してその注に、上掲『宋史』古城傳咸平二年の條を佛譯し、その使者に就いて、

“l'ambassadeur Tchou-t'ch'en-yao 朱陳堯 et l'ambassadeur adjoint Li-kou-jouen 黎姑倫 du titre de p'ou sa to p'io (M₁, M₂ は p'io を陸し M₃ は to を過す) p'an kouan 蒲薩陀婆判官

としてゐるのは、明らかに誤譯であつて、正使は朱陳堯、副使は蒲薩陀婆、判官は黎姑倫である。

Majumdar 氏が、Yan Pu Ku Vijaaya Sri の即位を以て、c. 998 A. D. としなす (M₁-p. 76.)。されば、彼が、

“He (Yan Pu Ku Vijaaya Sri) ascended the throne sometime before 999 A. D. when he sent an envoy to China.” (P. 74.)

とて、同王が支那へ使節を派遣した、999 A. D. の前、餘り遠からぬ時に即位した意味で、その前年、998 A. D. 頃と推定したものと思はれる。されど注意すべきは、如何なる史料にも、新王の即位が、999 A. D. にせよ、また 998 A. D. 頃とせよ、擧行されたと思へなかつた、これである。

私は、Maspero 氏が、楊普俱毗茶施離をば、Yan Pu Ku Vijaaya Sri……と解する、ことに對して、音韻上、そ

の至當なるを認め、滿腔の賛意を表するものである。然れども、これを以て佛逝初期王朝の第二代の王と見做すことに對しては、文獻上、遽かに首肯し得られないものがあつて存する。何故なら、これを以て新王と見做すべき確證がないのみならず、第一代の王が、Yai Po (=Pu) Ku Vijaya Sri Harivarnadeva (俱尸利呵哩排麻疊) なる故この楊普俱毗荼逸施離も、Maspero 氏の認める如く、主要部の脱落したものに相違なく、而してこの脱落したる部分を、前の Harivarnadeva (呵哩排麻疊) と解する時は、依然として第一代の王の在位中となるであらうからである。

されど私は、單にこれらの理由によつてのみ、Maspero 氏の佛逝初期王朝第二代説に、従つて多少これを修正してゐるに過ぎぬ Majumdar 氏の同様新王と見做す説に、眞向から反對するものではない。私がかゝりに異説を唱へざるを得ないのは、未だ彼等の利用するところとならなかつた、支那側の新史料に、更に私の反對理由を裏書するものがあるからである。新史料とは何であらうか。

b. 楊甫恭毗施離と盈卜皮紫室訶哩揆焉

『永樂大典』(卷八二一六) 所引の宋の『國朝會要』(即ち『宋會要』) 占城國の條に、

「至道三年三月二日。遣使朝貢。五月。其王楊甫恭毗施離。遣使李甫良押陀羅潘思來貢。

其使又言國王盈卜皮紫室訶哩揆焉。」

と見えるもの、これこそ、未だかつて利用されなかつた、謂はゆる新史料である。

至道三年は、997 A. D. にて、咸平二年(999)に先づこと二年である。この時、占城王は、「楊甫恭毗施離」であるが、その「楊甫恭」は、Yan Pu (=Po) Ku に相違なく、その「施離」は、Cti なること疑ひない。而して「毗」は、毗茶逸、即ち Vijaya の Vi に當るべく、恐らく「毗」の次に、「茶逸」の二字を脱逸したものであらう。然る時は、「楊甫恭毗施離」は、「楊甫恭毗〔茶逸〕施離」となり、前記「楊普俱毗茶逸施離」と共に、Yan Pu Ku Vijaya Cti ... なること、殆んど疑ひないであらう。果して然らば、Maspero 氏は、Yan Pu Ku Vijaya (Cti) の即位を、999 A. D. に擬し、Majumdar 氏は、これを 998 A. D. 頃となすも、それより二年乃至一年前の 997 A. D. に、同名の王が、既に宋に遣使來貢してゐることとなるのである。されば兩M氏の如く、たとひこれを新王と見做すも、その即位年代を、999 A. D. または 998 A. D. 頃と見るは、事實を得ないこととなる。それ故、若しこれを新王として認めむとせば、その即位年代を、少くとも 997 A. D. 或ひはそれ以前に上すべきである。されどそれでも、なほ『宋會要』による時は、これを新王と見做すことはできないであらう。

蓋しその時の使者の言に、また國王は、「盈ト皮紫室訶哩援焉」であるといふ。この「盈ト」は、Yan Pu または Yan Po Ku であり、「皮紫」は、Vijei 即ち Vijaya に當り、「室」は、「室利」の略にして、Cti を指し、「訶哩」は、Hari なること疑ひがないので、占王チヤウの命名法に従ひ、「援焉」は、「拔焉バツ」即ち -varma- の誤寫に相違ない。されば、「盈ト皮紫室訶哩援焉」は、Yan Pu (=Po) Ku Vijaya Cti Harivarma [deva] に比定されることとなり、然る時は、毫も前王と異なることがないからである。

既に『宋會要』に見える至道三年(997)の楊甫恭毗(茶逸の脱)施離が、盈下皮紫室訶哩授焉(拔馬の譌)、即ち占城の碑銘に見出される Yan Pu Ku Vijaya Cūri Hariyarnadeva なる以上、『宋史』に出ている咸平二年(999)の「楊普俱毗茶逸施離」も、また同王に相違ないであらう。『宋會要』占城國の條には、これを同年二月に繋けて、「楊王俱毗茶逸施離」とするも、同書歷代朝貢の條には、二月二十八日に繋けて、「楊甫俱毗茶逸施離」に作つてゐるので、前者の「王」が、後者の如く、「甫」の誤寫なるはいふまでもあるまい。

『宋史』占城傳には、「景德元年(1004)。又遣使來貢。」とありて、占王の名は見えず。『宋會要』占城國の條、これを同年九月に繋けてゐるも、王名を載せてゐないことは同様である。然るに同書歷代朝貢の條には、同年「九月二十八日。占城國王楊甫毗茶逸施離。遣使來貢。」とて、依然として占城國王を Yan Pu [Ku] Vijaya Cūri としてゐる。

その翌二年(1005)四月、占城入貢のことは、『宋史』占城傳には見えないけれど、『宋會要』占城國の條及び『王海』(卷一五四)には、これが出てゐる。次で『宋史』占城傳には、景德四年(1007)、使者布祿參地加等が、「占城國王楊普俱毗茶室離」の表を奉じて來朝してゐる。その王が、Yan Pu Ku Vija[ya] Cūri なるは、明らかである。而してこれは、ただ「毗茶逸」の「逸」を脱せるのみで、「毗茶」の Vijaya なること疑ひがないから、その原名は、咸平二年(999)の「楊普俱毗茶逸施離」と何等異るところなく、至道三年(997)の「楊甫恭毗施離」、即ち「盈下皮紫室訶哩拔馬」と同王であつて、共に Yan Pu Ku Vijaya Cūri Hariyarnadeva 即ち Hariyarnan II. であらねばならぬ。

かくの如く考へて來ると、Maspero 氏が、咸平二年(999)の楊普俱毗茶逸施離より、景德四年(1007)の楊普俱毗

茶室離までを、佛逝初期王朝の第二代の王と見做して、これを Yan Pu Ku Vijaya (C_{ri}) に還元し、以てその第一代の王たる Yan Pu Ku Vijaya C_{ri} Harivarmadeva 即ち Harivarmān II. から區別してゐるのであるが、さうした理由は、見出せなくなるであらう。Majumdar 氏が Yan Pu Ku Vijaya S_{ri} の在位年代を C. 998—c. 1008 A. D. としてゐるが如きは (M₁—P. 76.) 同氏が Maspero 氏に據りながら、ただそれを想像によつて、前後に一ヶ年餘裕を置き、大體その頃と推定したまでであつて、既にその基礎がぐらついた今となつては、固より願ひるに足らぬであらう。

(3) Harivarmān II. と Harivarmān III.

G. Maspero 氏が、最初 Harivarmān II. とせるは、古王にして同名なるもの、その前に一人あり、而してただ一人その以前にあつたのみであるからである (M₁—Vol. XIV, p. 192; M₂—p. 338; M₃—p. 246)。然るに、後にこれを Harivarmān III. に改めた所以のものは、既述の如く、從來これに先だつたものの Indravarman V. と考へられたるものを、Harivarmān II. と訂正したるため、その前に同名の二王があることとなつたからである。かくの如く、その世數は同一でないか、王名そのものに至つては、版の新舊によつて相違がない。

a. 施離 毘 離 鼻 麻 底

この王に關しても、古城の史料たる碑銘がないとて、Maspero 氏は、支那の文獻に見える漢名より原名を復原した。即ち『宋史』古城傳に、

「大中祥符三年(1010)。國王施離霞離鼻麻底。遣使朱浮禮來貢。」

と見える「施離霞離鼻麻底」を以て、*Ṛi Harivarnadeva* の對音と見做した (*M*—*Vol. XII*, p. 89; *M*—*P. 174*; *M*—*P. 135*)。それと *Maspero* 氏自身は、その註に於いて、“*Lecture très douteuse*” と斷つてゐる。Majumdar 氏も、これによつて、その王名が、“*doubtfully restored*” されたものなることを認めてゐる (*M*—*p. 75*)。果してそれは、かくの如く、甚だ疑はしい読み方であらうか。

「施離」が、*Ṛi* の對音であり、「霞離」が、*Hariv* のそれであることは、改めて論ずるまでもないであらう。「鼻麻底」を *-varnadeva* の對音と見做すことは、「施離霞離」の場合ほどには、明らかでないかも知れぬ。されど、

(一) 漢字を假借して外國の原名を現はす方法は、漢字の性質上、極めて不完全であつて、辛うじて原音を髣髴せしめるに過ぎないものが多い。

(二) その上、漢文としては、簡潔を尙ぶところから、或ひはその他の事情から、對音の漢字を省略することもあるもので、一層原名を知り難からしめる場合がある。

(三) かるが故に、漢字にて現はされたる漢名を通じて、正確に原名を讀まむとするには、豫め原名を知つてゐるにあらざれば、不可なることが屢々ある。

そこでこの場合も、かかる事情を理解して、その還元を察せねばならぬ。

「鼻麻底」を *-varnadeva* の對音と解するのとに於いて、「麻底」が、*-nade[va]* の下略なることは、容易に認めら

れようと思はれるけれど、「鼻」が *va-* の音に對して用ゐられたことは、如何かと思はれないではない。然れども、支那音にては、V に相當する音がないので、これを音譯する場合、唇音を以てこれに置換することは、普通である。されば V に對して P (B) を以てするは、必ずしも怪しむに足らない。占語にても、梵語の V を B に轉じて用ゐることが少くはなからず。Khmer 語では、これを P に置換すること、支那のそれに似たものがある。例へば、

(Sanskrit)

(Cam)

(Khmer)

vaṅga

ban

pan

(race, famille, etc.)

varna

bar

pān

(couleur)

の如し。而して *va* が、*pi* (*bi*) に轉訛するのは、占語にては、決して珍らしいことではない。例へば、

(Sanskrit)

(Cam)

vara

bir

(couleur)

vaçana

bican

(parole)

vana

binon

(forêt)

の如し。既に *va-* が、*pi-* または *bi-* に轉訛するとせば、*Harivarṇa* の對音、呵哩排麻惹に於いて、排麻即ち *pai-ma* が、*varṇa* に當つられる如く、鼻麻即ち *pi-ma* が、同様に *varṇa* の轉訛したる對音として用ゐられることとは、必ずしも全然不可能のことではないであらう。

かくて私は、Maspero 氏等が、甚だ疑はしいといふに拘はらず、『宋史』の「施離霞離鼻麻底」を、音韻上から觀て、Cṛi Harivarmadeva の占語訛したるものの對音と見做すも、決して差支へないと信するものである。而して、これもまた、『宋會要』によつて、前王たる [Yan Pu (= Po) Ku Vijaya] Cṛi Harivarmadeva と同一王であると認め外ないと思はれる。

b. 毗茶室離と楊普俱毗茶室離

『宋史』古城傳に、「施離霞離鼻麻底」の見えるのは、大中祥符三年(1010)であるが、『宋會要』歷代朝貢、同年四月五日の條には、「古城國主毗茶室離。遣使來貢。」と見える。それ故、「施離霞離鼻麻底」と「毗茶室離」とは、同王に相違ない。この「毗茶室離」が、その翌四年(1011)十一月五日の條に、

「古城國主楊普俱毗茶室離。遣使貢獅子。象牙。螺犀。玳瑁。沉香。煎香。帶枚。丁香。荳蔻。沒藥。紫礦。」と出てゐる。「楊普俱毗茶室離」と同王なるべきは、言を俟たないであらう。蓋し兩者は、年次相接して見え、且つ前者の「毗茶室離」は、後者の「楊普俱毗茶室離」より、「楊普俱」即ち Yan Pu Ku の敬稱を省略したるのみに過ぎず、共に「毗茶室離」即ち Vijaya Cṛi なることに於いて一であるからである。

かくの如く、「施離霞離鼻麻底」即ち Cṛi Harivarmadeva は、「楊普俱毗茶室離」即ち Yan Pu (= Po) Ku Vijaya Cṛi Harivarmadeva なること、疑 Cṛi と同一王であるから、この王の正式の稱呼は、Yan Pu (= Po) Ku Vijaya Cṛi Harivarmadeva なること、疑ひない。『宋會要』古城國、大中祥符三年四月の條に、『宋史』古城傳同年の條に見える「施離霞離鼻麻底」を、「施利離

霞離覃麻庶[●]」に作つてゐるのは、「利」は衍字にて除くべく、「覃」は「鼻」「庶」は「底」の誤寫として訂すべきである。果してかくの如しとせば、(3)は、(1)及び(2)と同じく、Harivarman II.となすべきが當然であらう。

Maspero 氏が、これを Harivarman III.として、佛逝初期王朝の第(3)代と見做し、その治世年代に、ただ 1010 A. D. のみを擧げ、Majumdar 氏が、これを Sri Harivarmadeva III.として、その在位年代を、1010 A. D. の前後に前王(2)及び後王(4)のそれと睨み合せて、單なる想像で、二年乃至六年を加へ、c. 1008-c. 1016 A. D. としてゐるのは、今や共に、988 A. D. に即位したる、Harivarman II. の在位年代の中に包含されねばならぬ。然らば同王の在位年代の終は、これを何年と推定すべきであらうか。ここに於いて、天禧二年(1018)に、宋に遣使來貢せる「尸嘿排摩僕」を、更に吟味するの必要を感ずる。

(註(眞じ)) その詳細は、南亞細亞文化研究所より發刊の『南亞細亞學報』第一號に登載せられる。